

# 70歳から74歳の被保険者 窓口負担が見直しされます

## 【見直しの趣旨】

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

## 【見直しの内容】

### ▶平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

- ・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

- ・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

### ▶平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

- ・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

問 町民課 ☎内線 247

## 国民年金保険料が 変わります

旧 月額 15,040円 → 新 月額 15,250円

平成26年4月から、国民年金1号被保険者及び任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は15,250円です。

通常口座振替の方は5月末から、早割りの口座振替の方は4月末から引き落とし金額が変わりますのでご注意ください。

なお、まとめて前払いすると、割引が適用されるのでおトクです。

### 学生の納付特例申請は4月から

学生本人の前年所得が118万円以下で学生納付特例を希望する場合は、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。

申請の際には、年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、印鑑(本人が署名する場合は不要)、学生証または在学証明書の写し(平成26年度有効のもの)を用意して役場または支所で手続きをしてください。申請は毎年必要です。

問 ・平塚年金事務所国民年金課 ☎(22)1515  
・町民課 ☎内線 247

## 固定資産の縦覧・閲覧が始まります

あなたの土地や家屋などの資産が確認できます

### 価格等縦覧帳簿の縦覧

土地の固定資産税の納税者は町内の土地の評価額などを、また、家屋の固定資産税の納税者は町内の家屋の評価額などを、縦覧帳簿により確認や比較することができます。

#### ▶縦覧期間

4月1日(火)～6月2日(月) ※土・日・祝日除く。

### 固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋の所有者は、課税内容や税額等を閲覧できます。

#### ▶閲覧できる方

- ・所有者、納税義務者、納税管理人、委任状を有する代理人
- ・借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人などは、対象となっている資産について閲覧できます。この場合、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本など)をお持ちください。

#### ▶閲覧期間 通年 ※土・日・祝日除く。

#### ▶縦覧・閲覧場所 税務課窓口(役場本庁舎1階)

#### ▶縦覧・閲覧に必要なもの

運転免許証など、本人確認ができるものを持参。

※縦覧期間中は、課税台帳の写しを無料で交付。

※固定資産税の納税通知書は、5月上旬に発送予定。第1期納期限は6月2日(月)。

問 税務課 ☎内線 255・256